

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

荒尾市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県荒尾市長

公表日

令和7年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定に基づき、対象者の保険情報、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①子ども医療費助成対象世帯の保険情報、宛名情報の確認等</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1 子ども医療費助成システム 2 統合宛名管理システム 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 2 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)第4条及び別表第1(3の項) 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 荒尾市 総務部 総務課 行政管理係
〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1209

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 荒尾市 保健福祉部 子育て支援課 給付係
〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1417

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1) 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 2) 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未溎
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、マイナンバー制度に関するeラーニング受講を必須としている。このことから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I - 3 法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	2 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)第4条及び別表第1(3)の項	事後	
平成29年2月1日	I - 4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第14号 2 番号法第19条第14号の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則(未公布)	1 番号法第19条第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成25年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	
平成30年8月1日	I - 1 ③システムの名称	1 子ども医療システム 2 統合宛名管理システム 3 中間サーバー	1 子ども医療費助成システム 2 統合宛名管理システム 3 中間サーバー	事後	記載を誤っていたため修正
平成30年8月1日	I - 5 ②所属長の役職名	子育て支援課長 田代 英之	課長	事後	
平成30年8月1日	II - 1 対象人数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II - 2 取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II - 1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II - 2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式改訂に伴う、リスク対策の追加	事後	
令和2年6月28日	I - 8 連絡先	子育て支援課 紹介相談係	子育て支援課 紹介係	事後	
令和2年6月28日	II - 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	II - 2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和3年8月31日	I - 4 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	1 番号法第19条第9号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事前	
令和7年6月27日	II - 1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月27日	II - 2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月27日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない	【】委託しない	事後	
令和7年6月27日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年6月27日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(提供)	【】接続しない(提供)	事後	
令和7年6月27日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年6月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-8 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、マイナンバーデータと副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徵収や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の面で特定個人情報を取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行なうようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考へられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-9 監査 実施の有無	【】自己点検	【○】自己点検	事後	
令和7年6月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-11 当該対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年6月27日	IV-11 判断の根拠	—	毎年度特定期個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、マイナンバー制度に関するラーニング受講を必須としている。このことから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和7年11月1日	I - 1 ②事務の概要	荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定に基づき、対象者の保険情報、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①子ども医療費助成対象世帯の保険情報、宛名情報の確認等	荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定に基づき、対象者の保険情報、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①子ども医療費助成対象世帯の保険情報、宛名情報の確認等 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行なう。 ・住民は、マイナーポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/開示が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/開示することが可能となる。	事前	
令和7年11月1日	I - 1 ③システムの名称	1 子ども医療費助成システム 2 統合宛名管理システム 3 中間サーバー	1 子ども医療費助成システム 2 統合宛名管理システム 3 中間サーバー 4 Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年11月1日	I - 3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 2 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)第4条及び別表第1(3)の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第2項 2 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第29号)第4条及び別表第1(3)の項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第6号	事前	